

IV. 令和5年度前期 南紀熊野サテライト開講授業

1. 大学院授業科目

授業科目名 (英文表記)	民法 (Civil Law)		
単位数	1	授業形態	講義・演習
担当教員	吉田 雅章		
開講	南紀熊野サテライト (田辺市)	区分	大学院
実施日・時間	第1回 6月17日(土) 9:30~14:30	第3回 7月22日(土) 9:30~14:30	
	第2回 7月8日(土) 9:30~14:30		

【授業のねらい・概要】

本講義では、民法第3編債権の契約と不法行為を中心に近年の学説と判例について検討します。①高金利の制限に関する利息制限法と貸金業法に関する経緯、②借地借家に関する民法の賃貸借の規定と借地借家法との関係性、③不法行為の一般規定である民法709条とその特別法である製造物責任法や自動車損害賠償保障法・原子力損害の賠償に関する法律などの対比を重点項目として、民法(財産法)の法的思考方法を講義します。最近の最高裁判決の判例分析や民法学界の動向を踏まえ、もし可能ならば法的実務を扱ったDVD教材を使用することも検討します。(以上は、あくまでも建前で、初回に受講生の皆さんと話し合っ、有意義な講義になるように工夫します。使用するDVD教材としてはマンガ『特上 カバチ』を原作とするテレビドラマが、行政書士事務所を舞台にして、民法に関連する諸問題を取り扱って視聴者に理解しやすく、我々の生活に不可欠な法律、とりわけ民法を表現しているように思われます。このドラマをたたき台として受講生の皆さんに民法を考えてもらえたら幸いです。)

【授業計画】

第1回 オリエンテーションおよび民法総則に関連する内容

上述しましたように、受講生のみなさんと十分に話し合っ、再構成する予定ですが、一応の計画として、民法第1編総則に関連する内容を取り上げます。具体的には、成年後見制度、法律行為に関する諸問題、表見代理と無権代理、取得時効と消滅時効などを考えています。受講生の皆さんの賛同を得られれば上記ドラマの該当回を視聴し、質疑応答したいです。

第2回 物権法に関連する内容

初回での話し合いに従っ、再検討する予定ですが、不動産登記と地面師、抵当権と根抵当権、現代における非典型担保、物的担保と人的担保などを取り上げるつもりです。

第3回 債権法に関連する内容

前回同様、初回での話し合いに従っ、再検討する予定ですが、最近の債権法改正の主な内容、典型契約でも特に重要な売買・消費貸借・賃貸借、不法行為の現代的問題などを取り上げるつもりです。

【到達目標】

民法、とりわけ財産法に関して十分に理解し、経済社会生活における重要な法的論点に関して学説や判例の分析ができるようになることを目標とします。

【成績評価の方法】

毎回の質疑応答や作成してもらいましたレジュメ等を総合評価します。

【教科書】

特に指定しません。適宜プリントを配布します。

【参考書・参考文献】

授業中に適宜紹介します。

【履修上の注意・メッセージ】

できる限り毎回出席して下さい。

【履修をする上で必要な事項】

民法に関連する現代の社会問題に関するニュースや新聞報道に注意を払って下さい。

【授業時間外学修についての指示】

事前学習と復習に相当な時間、さらに授業内容に関連する課題についての調査・考察に相当な時間、事前に配布するプリントの精読を中心として自主的に学習することが必要です。また、裁判の傍聴や裁判所が開催するイベントへの参加は非常に有益であると思います。

※基本的には対面での実施を予定していますが、新型コロナウイルスの感染状況によっては、オンラインによる遠隔授業を行う場合又は授業を中止する場合があります。オンラインによる授業を行う場合に必要パソコン、ネット環境は、各自で準備してください。